

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
11月4日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件) (厚政課)……………二
 - 救急病院でなくなった医療機関(地域医療推進室)……………二
 - 救急病院の認定(地域医療推進室)……………二
 - 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)……………二
- 公告
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件) (県民生活課)……………二
 - 山陽小野田都市計画画風致地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………三
- 雑報
 - 争議行為の通知……………三



山口県告示第三百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	居宅介護事業所 住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	事業の 種類	指定年月日
		山口県知事	村岡 嗣政	

株式会社ケイ レイション	周南市大字戸 田二七九一	訪問介護事業 所きらきら星	周南市大字戸 田二七九一	訪問介 護	平成二六、 九、三〇
総合メディアカ ル株式会社	福岡市中央区 天神二丁目一 四番八号	そうごう薬局 中津町店	岩国市中津町 一丁目一九番 一七号	居宅療 養管理 指導	一〇、一
有限会社 ティープラン	長門市東深川 一四五の五	さくら薬局	長門市東深川 一四五の五	〃	〃
有限会社タケ ヒロ	一八五七の六	わかば薬局	一八五七の六	〃	〃
株式会社ミサ サン	六二の五一	ミササン薬局	六二の五一	〃	〃
有限会社タケ ヒロ	一八五七の六	マユサン薬局	美祢市於福岡 下三二七一の 六	〃	〃
株式会社ケイ エイコーポ レーション	周南市大字戸 田二七九一	デイサービス きらきら星	周南市大字戸 田二七九一	通所介 護	九、三〇
医療法人社団 生和会	大字湯 野四二七八の 一	徳山リハビリ テーション病 院	大字徳 山六二二六	通所リ ハビリ テーション 〃	八、〃

山口県告示第三百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護支援事業者 名称	居宅介護支援事業所 名称	所在地	指定年月日
株式会社サクラ	宇部市大字西岐 波八〇八の二二	ケアハウス桜ケ アマネセンター	宇部市大字西岐 波二〇六八の一
			平成二六、 六、一二

山口県告示第三百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は 名称	住所又は たる事務所 の所在地	介護予 防事業 名 称	介護予 防事業 所 在 地	事業の 種類	指定年月日
株式会社ケイ エイコーポ レーション	周南市大字戸 田二七九一	訪問介護事業 所きらきら星	周南市大字戸 田二七九一	介護予 防訪問 介護	平成二六、 九、三〇
総合メディカ ル株式会社	福岡市中央区 天神二丁目一 四番八号	そうごう薬局 中津町店	岩国市中津町 一丁目一九番 一七号	介護予 防居宅 療養管 理指導	〃 〃 一〇、一
有限会社 ティープラン	長門市東深川 一四五の五	さくら薬局	長門市東深川 一四五の五	〃	〃
有限会社タケ ヒロ	〃 一八五七の六	わかば薬局	〃 一八五七の六	〃	〃
株式会社ミサ サン	〃 六二の五一	ミササン薬局	〃 六二の五一	〃	〃
有限会社タケ ヒロ	〃 一八五七の六	マユサン薬局	美祢市於福町 下三二七一の 六	〃	〃
株式会社ケイ エイコーポ レーション	周南市大字戸 田二七九一	デイサービス きらきら星	周南市大字戸 田二七九一	介護予 防通所 介護	〃 〃 九、三〇
医療法人社団 生和会	〃 大字湯 野四二七八の 一	徳山リハビリ テーション病 院	〃 大字徳 山六二六	介護予 防通所 リハビ リテー ション	〃 〃 八、一
社会福祉法人 ライフケア高 砂	防府市大字上 右田三三四	特別養護老人 ホームライフ ケア高砂	防府市大字上 右田三三四	介護予 防短期 入所生 活介護	〃 〃 〃

山口県告示第三百六十二号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成二十六年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称 宇部興産株式会社中央病院
所 在 地 宇部市大字西岐波七五〇

山口県告示第三百六十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年十一月四日

名 称 宇部興産中央病院
所 在 地 宇部市大字西岐波七五〇
認定が効力を有する期限 平成二九、九、三〇

山口県告示第三百六十四号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣政

三の表中国労働金庫の項事務取扱店の範囲の欄中「〃」を「県内に所在する店舗及び柳井代理店」に改め、同表山口大島農業協同組合の項事務取扱店の範囲の欄中「〃」を「県内に所在する店舗」に改める。



(三七二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十六年十二月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日
平成二十六年十月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人下関ルミエール会
代 表 者 の 氏 名 児玉 洋子
主たる事務所の所在地 下関市豊前田町二丁目二番五号

(三七二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年十二月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十一月四日
山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日
平成二十六年十月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人全国生活習慣病予防医科学研究所
代 表 者 の 氏 名 荒牧 昌信
主たる事務所の所在地 山口市嘉川三五九九番地の四

(三七三) 山陽小野田都市計画風致地区の変更に係る図書の写しの縦覧
山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画風致地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称
山陽小野田都市計画風致地区江汐風致地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十六年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事件
（一）年末一時金の要求に関する件
（二）諸手当の改善の要求に関する件
（三）労働条件の改善の要求に関する件

二 日時
平成二十六年十一月四日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所
総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要
あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十六年十一月四日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市